

京 都 大 学 事 務 組 織 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(その他の組織)</p> <p>第8条 第4条から第6条までに定めるもののほか、別表3第1欄に掲げる組織に、同表第2欄に掲げる総長が特に命ずる事務その他の特命事項に係る事務を処理させるため、同表第3欄に掲げる組織又は職を置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、当該組織又は職に関し必要な事項は、同表第4欄に掲げる者が定める。</p> <p>(内部組織)</p> <p>第9条 第4条から第6条までに定める課、室、センター、部局事務部、部局事務室及び前条に定める事務組織(次項において「課等」という。)に、課長補佐、室長補佐、センター長補佐、事務長補佐、専門員、掛及び掛長、専門職員又は主任を必要数置き、これらの数、掛の名称その他必要な事項は、総務担当理事が定める。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>課等の内部組織</u>については当該課等の長が定める。</p> <p>(職責)</p> <p>第10条 } (略) 2～4</p> <p>5 課長補佐、室長補佐、<u>センター長補佐及び事務長補佐</u>は、当該課長、室長、<u>センター長、事務長、副事務長又は事務室長</u>(以下「課長等」という。)の定めるところにより、職員を指揮し、当該課長等の職務の一部を掌理する。</p> <p>6 専門員は<u>当該課長等</u>の定めるところにより、特定の専門的事項を分掌する。</p> <p>7 掛は、当該課長等の定めるところにより、当該事務組織の事務を分掌し、掛長は、当該掛の職員を指揮し、掛の事務を掌理する。</p> <p>8 専門職員は、当該課長等の定めるところにより、当該事務組織の事務を分掌し、又は前項の掛において掛長を補佐し、当該掛長の定めるところにより、職員を指揮し、当該掛長の職務の一部を掌理する。</p> <p>9 主任は、<u>第7項の掛</u>において掛長の職務を支え、当該掛長の定めるところにより、職員を指揮し、当該掛長の職務の一部を掌理する。</p> <p>(中 略)</p>	<p>(その他の組織)</p> <p>第8条 } (同 左) 2</p> <p>(内部組織)</p> <p>第9条 <u>別表4の事務組織欄に掲げる組織に、それぞれ同表の設置組織・職欄に掲げる組織又は職を必要数置き、これらの数、組織の名称その他必要な事項は、総務担当理事が定める。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>別表4の事務組織欄に掲げる組織の内部組織</u>については当該組織の長が定める。</p> <p>3 <u>前2項の規定は、前条に定める事務組織に準用する。</u></p> <p>(職責)</p> <p>第10条 } (同 左) 2～4</p> <p>5 課長補佐、室長補佐<u>及びセンター長補佐</u>は、当該課長、室長又はセンター長(以下「課長等」という。)の定めるところにより、職員を指揮し、当該課長等の職務の一部を掌理する。</p> <p>6 <u>事務長補佐は、当該事務長又は副事務長(以下「事務長等」という。)の定めるところにより、職員を指揮し、当該事務長等の職務の一部を掌理する。</u></p> <p>7 専門員は、<u>当該部長、課長等、事務長等又は事務室長(以下「部長等」という。)</u>の定めるところにより、特定の専門的事項を分掌する。</p> <p>8 掛は、<u>当該部長等</u>の定めるところにより、当該事務組織の事務を分掌し、掛長は、当該掛の職員を指揮し、掛の事務を掌理する。</p> <p>9 専門職員は、<u>当該部長等</u>の定めるところにより、当該事務組織の事務を分掌し、又は前項の掛において掛長を補佐し、当該掛長の定めるところにより、職員を指揮し、当該掛長の職務の一部を掌理する。</p> <p>10 主任は、<u>第8項の掛</u>において掛長の職務を支え、当該掛長の定めるところにより、職員を指揮し、当該掛長の職務の一部を掌理する。</p>

改 正 前					改 正 後				
第14条 前2条に定めるもののほか、別表4左欄の部局の事務のうち、当該部局が担う全学的支援等の業務に係る企画立案等の事務については、同表右欄の組織が支援するものとする。 (中 略)					第14条 前2条に定めるもののほか、別表5左欄の部局の事務のうち、当該部局が担う全学的支援等の業務に係る企画立案等の事務については、同表右欄の組織が支援するものとする。 附 則 この規程は、平成28年12月1日から施行する。ただし、別表2に係る改正規定は、平成29年1月1日から施行する。				
別表1 (第4条関係) (略)					別表1 (第4条関係) (同 左)				
別表2 (第5条及び第6条関係)					別表2 (第5条及び第6条関係)				
1 共通 事務部	2 課・ センタ ー	3 部局	4 部局 事務部・ 事務室	5 課・ 室	1 共通 事務部	2 課・ センタ ー	3 部局	4 部局 事務部・ 事務室	5 課・ 室
(略)					(同 左)				
南 西 地 区 共 通 事務部	総務課 管理課 経理課	(略)			南 西 地 区 共 通 事務部	総務課 管理課 経理課	(同 左)		
		アジア・アフリ カ地域研究研 究科 東南アジア研 究所 地域研究統合 情報センター アフリカ地域 研究資料セン ター こころの未来 研究センター	東南アジ ア研究所 等事務部	—			アジア・アフリ カ地域研究研 究科 東南アジア地 域研究研究所 アフリカ地域 研究資料セン ター こころの未来 研究センター	地域研究 事務部	—
(略)					(同 左)				
別表3 (第8条関係) (略)					別表3 (第8条関係) (同 左)				
別表4 (第9条関係)					別表4 (第9条関係)				
事務組織		設置組織・職							
		課長補佐、 室長補佐又 はセンター 長補佐	事 務 長 補 佐	専 門 員	掛 及 び 掛 長	専 門 職 員	主 任		
事務本部の 部、共通事務 部及び部局 事務室				○	○	○	○		
部局事務部			○	○	○	○	○		
第4条から 第6条に定		○		○	○	○	○		

改正前	改正後					
別表4（第14条関係）（略）	める課、室及 びセンター					
	別表5（第14条関係）（同左）					